

# 青森県報

第三千九百四十七号

平成二十七年  
一月二十一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(水産振興課)	一
公共測量の終了	(監理課)	一
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活 文化課)	二
大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(同)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	四
農用地利用配分計画の認可申請	(構造政策課)	四
換地計画の決定	(農村整備課)	五
都市計画事業の変更認可	(都市計画課)	六
右 同	(同)	六

## 告

## 示

青森県告示第二十五号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)

定)の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表小泊区域の項を次のように改める。

小泊区域 小泊漁業協同組合の地区	
1	あつとん 主としてめばの漁船により行う漁業で
2	あつとん 主として一本釣漁業により行う漁業で
3	あつとん 主としていかつり漁船により行う漁業で
4	あつとん 主としていかつり漁船により行う漁業で
5	あつとん 主としていかつり漁船により行う漁業で
6	あつとん 主としていかつり漁船により行う漁業で
7	あつとん 主としていかつり漁船により行う漁業で
8	あつとん 主としていかつり漁船により行う漁業で

青森県告示第二十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
八戸市
- 二 測量の種類  
公共測量(一級水準測量)
- 三 測量の期間  
平成二十六年九月一日から同年十二月二十九日まで

四 測量の地域  
八戸市内

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年一月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人生きがい十和田
- 三 代表者の氏名  
山端 政博
- 四 主たる事務所の所在地  
十和田市稲生町一三の七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や子供をはじめとする地域住民に対して、介護予防・介護・生活支援及び保育等に関する事業を行い、高齢者や要介護者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって高齢者や要介護者の保健福祉の向上及び子供の健全育成に寄与すると共に、情報化時代に伴い、社会教育やまちづくりの実践に努めることを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
新光ストア新井田店 八戸市大字新井田字法光野二三外	ユニバース新井田店 八戸市大字新井田字法光野二三外	平成 二六・六・六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社リッツコーポレーション 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	平成 二六・九・一

四 届出年月日  
平成二十六年十二月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年一月二十一日から同年五月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年五月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新井田店

八戸市大字新井田字法光野二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年一月二十一日から同年二月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー十和田店

十和田市東十四番町三四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の一

代表取締役 捧雄一郎

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十七年一月二十一日から同年二月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース下長店

八戸市下長四丁目の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年一月二十一日から同年二月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース根城店

八戸市根城四丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年一月二十一日から同年二月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける地	申請日



都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画事業の変更認可について、平成二十七年一月七日東北地方整備局告示第二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・三・三号下白銀町福田線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

三沢都市計画事業の変更認可について、平成二十七年一月七日東北地方整備局告示第三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

三沢都市計画道路事業（三・四・三号中央町金矢線、三・六・三号東口千代田町線及び三・五・三号三沢春日台線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭